

# 四日市市幼稚園・保育園のあり方について (報告書)

平成27年11月  
四日市市幼稚園・保育園のあり方検討会議

## 目 次

### はじめに

#### 1. 就学前教育・保育の現状について

(1) 就学前の子どもの状況 . . . . . 1

(2) 幼稚園・保育園の状況 . . . . . 1

① 園施設の位置

② 園児数

(3) 就学前教育・保育、子育て支援の実施体制 . . . . . 3

① 幼稚園

② 保育園

③ 幼保一体化園

(4) 幼稚園・保育園における利用者負担 . . . . . 6

#### 2. 就学前教育・保育のあり方（方向性）について

(1) 教育・保育環境 . . . . . 7

(2) 幼児期にふさわしい教育環境の適正化 . . . . . 8

(3) 教育環境の適正化に向けた基本的な方針 . . . . . 9

① 1学級あたりの園児数（学級規模）における適正基準について

② 学級数における適正基準について

③ 適正配置における基本的な方針

(4) 基本的な方針の具体的な対応 . . . . . 10

(5) 子育て支援の充実 . . . . . 11

(6) 就学前教育・保育の質の向上 . . . . . 11

(7) 就学前教育・保育における利用者負担の適正化 . . . . . 12

3. 資料編 . . . . . 15

4. 別記 . . . . . 32

## はじめに

四日市市幼稚園・保育園のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）は、四日市市における幼稚園・保育園のあり方を検討し、就学前の子どもたちの適正な教育・保育の提供体制を確保するため、幼稚園・保育園の関係者や支援者、保護者の代表等で構成する組織として、平成26年11月から平成27年10月までの1年間に7回の検討会議を重ねてきました。

四日市市においては、公立と私立の幼稚園・保育園がそれぞれの役割と特色を持ちながら協力し、これまで、就学前の子どもの健やかな成長を保護者や地域、学校等と共にはぐくんでまいりました。

一方で、近年の社会・経済状況の変化に伴い、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化、働く女性の増加などにより、子どもの育ちをめぐる環境も大きく変化しています。

こうした状況の中、四日市市における幼稚園・保育園における園児の状況も変わりつつあり、働く女性の増加や就労意向の高まりにより、低年齢児における保育園の園児数は公立・私立ともに増加傾向にある一方、公立幼稚園の園児数は、この10年間余り減少を続けています。

本検討会議では、四日市市の就学前の子どもたちの状況や園児数、幼稚園、保育園、幼保一体化園の運営状況などの現状認識を共有しながら、それぞれの経験や専門的な知識を活かして、率直な意見をいただきながら議論を行いました。

また、この間には、子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）による子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートしており、この法の目的である「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を念頭に、本検討会議では子どもの育ちを中心とする視点を大切にして議論を進めてきました。

そして、幼稚園・保育園のあり方を検討するにあたっては、四日市市の就学前教育・保育の現状を確認しながら、近々の課題と考えられる公立幼稚園の教育環境の適正化と、新制度で各市町に求められている今後の利用者負担額の設定を中心に議論が重ねられ、基本的な考え方及び方針を報告書としてまとめました。

本検討会議においてまとめた報告書の内容や検討会議の中での委員の意見が、今後の市の政策決定に活かされ、四日市市の就学前教育・保育のさらなる発展につながることを期待します。

平成27年11月

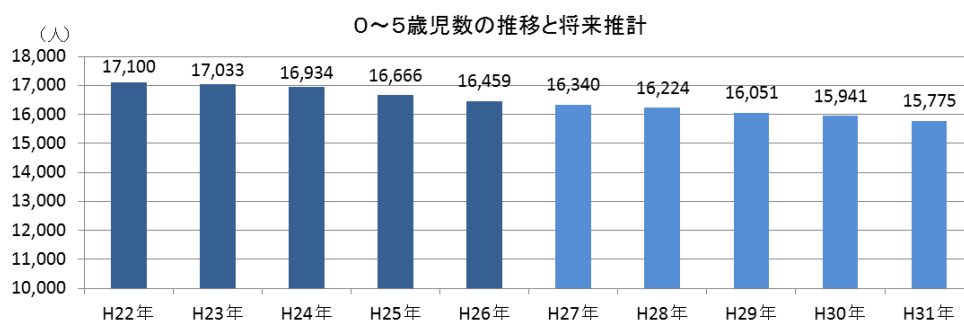
四日市市幼稚園・保育園のあり方検討会議  
会長 須永 進

# 1. 就学前教育・保育の現状について

## (1) 就学前の子どもの状況

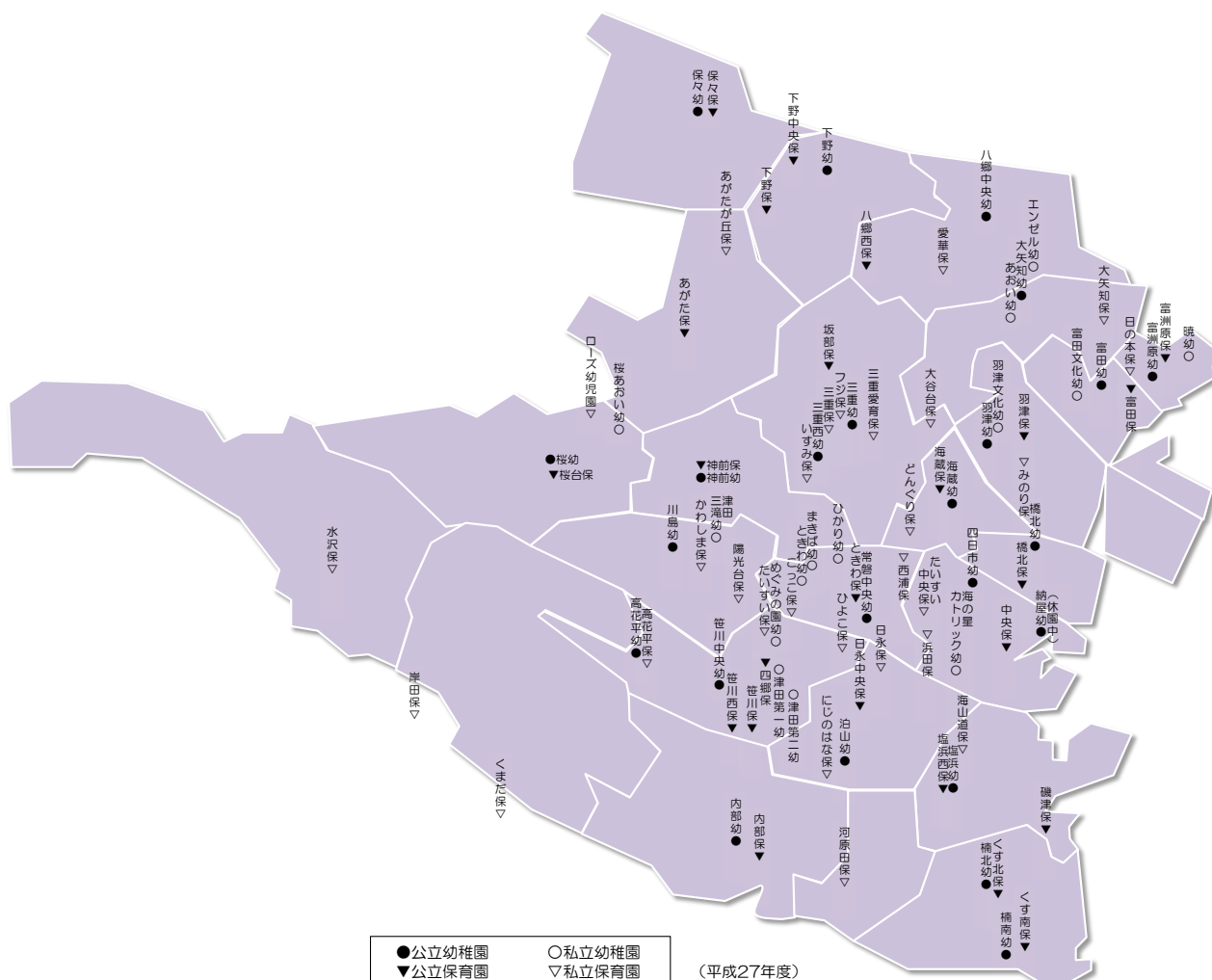
本市における出生数は、平成18年の2,938人を境に減少の傾向が続いていますが、本市の総人口が減少している中、平均初婚年齢の上昇による晩婚化・晩産化、さらに20歳代後半から30歳代の男女の未婚率も過去10年間で比較すると5%以上上昇している傾向となっており、就学前の子どもの数の減少傾向は、今後もしばらく続いていくことが予想される。

(資料編:資料1~5 参照)



## (2) 幼稚園・保育園の状況

### ① 園施設の位置



## ② 園児数

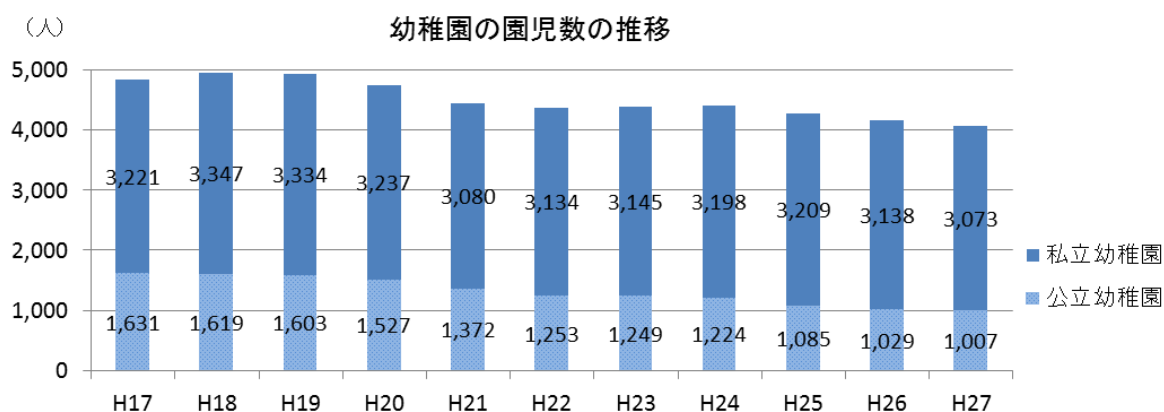
本市における就学前の子どもは、0歳児の約5%、1～2歳児の20～30%が保育園に入園し、3歳児になると、70～80%が保育園または幼稚園に入園している状況となっている。

保育園と幼稚園の園児数の状況を過去の推移で見ると、就学前の子どもの数が減少している中で、幼稚園の園児数は、変動があるものの全体として緩やかに減少の傾向となっている。

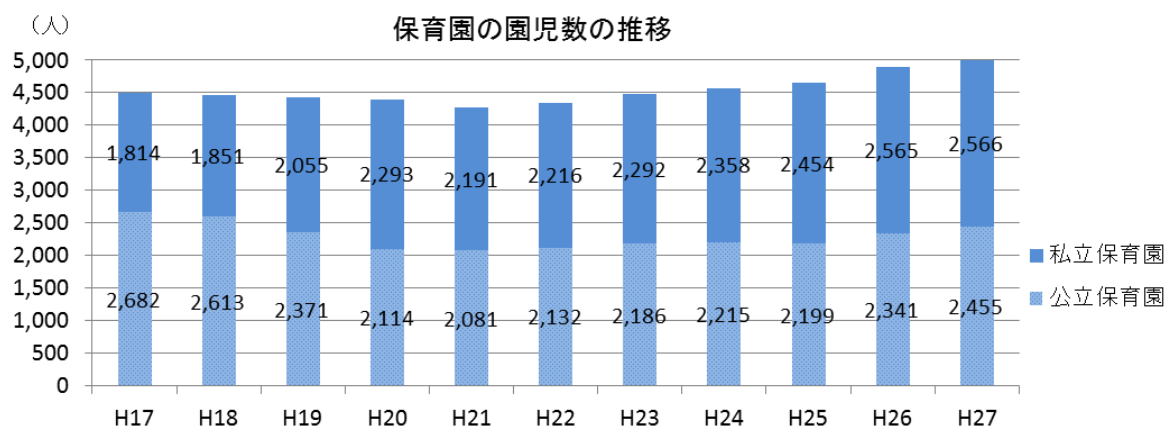
特に、公立幼稚園の園児数は、平成17年と比較すると、約600人減となっており、大きく減少している状況となっている。

一方、保育園の園児数は、平成19年・20年の公立保育園の5園民営化により、公立・私立の園児数に逆転が生じているものの、平成17年と比較すると、全体として約500人増となっており、公立・私立ともに、平成22年以降、徐々に増加している状況となっている。

(資料編:資料6～7参照)



※公立幼稚園は4歳と5歳、私立幼稚園は満3歳～5歳の園児数を表しています。



※0歳～5歳の園児数を表しています。

### (3) 就学前教育・保育、子育て支援の実施体制

#### ① 幼稚園

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長に適した環境を与えて、その心身の発達を促進することを目的として設置している。

現在、市内には、公立の幼稚園が23園、私立の幼稚園が14園、合わせて37園の幼稚園が運営を行っている。

公立・私立それぞれの運営状況を見ると、まず公立幼稚園においては、23園全体の園児数が4・5歳児で1,007人、学級数が45学級で、充足率（定員数に対する園児数の割合）は40.8%まで低下している。〔平成27年5月現在〕

また、園児数が著しく減少している園では、一定の集団規模での教育の実施を確保するため、4歳児と5歳児の混合クラス（平成27年度は対象園が6園）で園運営が行われている。

一方、私立幼稚園においては、14園全体の園児数が満3歳～5歳児で3,073人、学級数が135学級、充足率は76.5%となっている。

公立・私立の園における実施体制や内容は、公立幼稚園での特別支援教育、人權・同和教育等の各園における実施の確保や、私立幼稚園での3歳児保育、教育時間終了後に行う預かり保育等の実施など、公立・私立で異なるものの、基本的には幼稚園教育要領に基づく教育を実践している。

また、各園では、園児の保護者や地域の子育て家庭に対する子育ての相談や施設の開放、保護者同士の交流機会の提供など、地域における子どもの健やかな成長と保護者への支援を行っている。

（資料編：資料8～10参照）

## ② 保育園

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場として、家庭との緊密な連携の下、子どもの状況や発達過程を踏まえながら、養護と教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とした、児童福祉法に基づく児童福祉施設である。

現在、市内には、公立の保育園が25園、私立の保育園が25園、合わせて50園の保育園が運営を行っている。

公立・私立それぞれの運営状況をみると、まず公立保育園においては、25園全体の園児数が2,455人（0歳児43人、1・2歳児744人、3～5歳児1,668人）、充足率（定員数に対する園児数の割合）は86.1%で、一方、私立保育園においては、25園全体の園児数が2,566人（0歳児106人、1・2歳児817人、3～5歳児1,643人）、充足率は103.7%となっている。〔平成27年4月現在〕

また、公立・私立ともに、保育園の利用児童数は、働く女性の増加や家族構成の変化などにより、主に低年齢児において増加傾向になっているため、待機児童数は平成26年度で55人（10月1日現在）となっている。平成27年度においては、こうした状況に対応するため、定員枠を拡充しているものの、保護者の就職活動中における保育の受入れなど、保育の必要性の認定要件を緩和したことから、4月1日現在の待機児童数は59人となっており、さらに増加することが予想される。

公立・私立の保育園における実施体制や内容は、公立・私立の役割分担、連携により、公立園においては特別支援保育を全園で実施する一方、私立園では多様な保育ニーズに対応した延長保育や一時保育等を各園で実施している。

また、園児の保護者や地域の子育て家庭に対する子育ての相談、保護者同士の交流機会の提供など、地域における子どもの健やかな成長と保護者への支援を行っている。

（資料編：資料11～13参照）

### ③ 幼保一体化園

市立塩浜西保育園と市立塩浜幼稚園による幼保一体化園（塩浜みどり園）は、幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設として、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）による規制の特例措置の認定を受けて、平成17年度から運営している。

塩浜みどり園の4・5歳児の各学級には、保育士と幼稚園教諭の資格・免許を併有する保育園籍の保育士と幼稚園籍の幼稚園教諭が配置されており、保育園と幼稚園の両者のよい面を取り入れるため、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿った「四日市式幼保一体化カリキュラム」に基づき、保育園児と幼稚園児が各学級の同じ保育室で、合同で保育している。

（資料編：資料14～15参照）

塩浜みどり園の一日の流れ

1～2歳	時間	3歳～5歳	
		保育園児	幼稚園児 (4・5歳児)
随時登園（健康観察）	7:30	随時登園（健康観察）	
随時登園（健康観察） 遊び	8:30	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">                     共通時間                      登園                      遊び                      クラス単位での活動                      片づけ など                      給食準備・給食・午睡（必要に応じて）                      午後の遊び・帰りの集まり                 </div>	
おやつ 遊び	9:30		
給食 睡眠	∫ 11:15		
	∫ 14:30		
おやつ	14:45	おやつ	
随時降園	15:30 ∫ 18:00	随時降園	

#### (4) 幼稚園・保育園における利用者負担

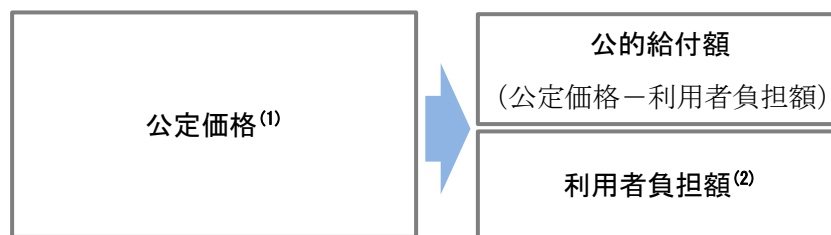
本市の公立・私立の幼稚園及び保育園の利用者負担額は、大きく分類すると、公立幼稚園、私立幼稚園、公立・私立保育園で負担額の設定が異なっており、その負担額の設定は、公立幼稚園を除き、利用者の負担能力に応じた負担額（応能負担）で設定されているのに対し、公立幼稚園は一部の所得の低い階層を除き、一律6,900円の負担額（応益負担）となっている。

基本的に、幼稚園は、文部科学省が所管する学校教育法及び私立学校法に基づき、それぞれ設置された学校であって、公立幼稚園の負担額と私立幼稚園の負担額（各園で設定）が異なっているのに対し、保育園は、厚生労働省が所管する児童福祉法に基づき、保育の実施が義務付けられている市（公立）と、その委託を受けて実施する私立で実施されていることから、公立・私立の区別はなく、同じ負担額となっている。

（資料編：資料 16 参照）

こうした状況の中で、内閣府主導のもと進められた子ども・子育て支援新制度においては、「すべての子どもが健やかに成長するように支援する」としたうえで、これまでの制度を存置しながらも、市町村を実施主体とする、幼稚園、保育園の共通の新たな財政措置（給付）を創設している。

そのため、本市を含めた各市町村は、新たな財政措置の基礎として国が公表した公定価格と利用者負担額の基準額（上限額）をもとに、新制度に移行する幼稚園と保育園の利用者負担額を新たに設定することが求められることになった。



新制度のもと、本市の保育園は、平成27年度から新制度に移行し、利用者負担額はこれまでと同水準に、新制度が適用される公立幼稚園の利用者負担額は従来の額で、また、新制度移行を選択した私立幼稚園の1園の利用者負担額は、国が示す利用者負担の基準額を基に設定している。

（資料編：資料 17～18 参照）

- 
- (1) 公定価格・・・子どもの年齢、利用する施設の形態、施設の所在する地域、施設の規模等を勘案して、教育・保育に通常要する費用を国が算定したもの。
- (2) 利用者負担額・・・公定価格のうち、利用者が負担する金額を国が定め、その金額を限度として、市町村が独自に設定するもので、施設の形態（幼稚園・保育園等）ごとに、利用者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して負担額が設定されるもの。

## 2. 就学前教育・保育のあり方（方向性）について

---

### （1）教育・保育環境

就学前教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、子どもの状況や発達過程を踏まえた適切な環境を通して、実施されなければならない。

特に、幼児期における教育は、発達の段階に応じて、様々な対象（物的、人的、自然的、社会的）と直接的、間接的に関わりながら、幼児の生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などはぐくみ、社会とかかわる人として生きていくための基礎、すなわち「生きる力」の基礎を培っていくことが大切である。

幼児期は、諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い総合的に発達していくのであり、このことを踏まえて幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、発達の側面から、5つの領域（「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」）をねらいとして示している。就学前教育・保育は、これらのねらいが達成されるよう、遊びや生活を通して総合的に指導されるものでなければならない。

そのため、本市の第2次四日市市学校教育ビジョン（平成23年度～27年度）では、「生きる力」、「共に生きる力」をはぐくむという理念を掲げ、「遊びを通しての総合的な指導」、「1人1人の幼児の発達の特性に応じた指導」、「道徳性や規範意識の芽生えを培う活動の充実」、「教師の役割と教育活動の展開」及び家庭や地域、幼保小中との「連携を重視した教育の推進」という5つの指導方針のもと、就学前教育・保育の充実を目指している。

## (2) 幼児期にふさわしい教育環境の適正化

幼児期は、自然な生活の流れの中で直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎を培う時期であるため、様々な体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で幼児が幼児期にふさわしい生活を営めるようにすることが大切である。

幼児の生活は、食事、衣服の着脱や片づけなどの生活習慣にかかわる部分と遊びを中心とする部分に大分されるが、幼児期における教育は、このような活動が連続性をもちながら生活のリズムに沿って展開される。その特徴として、同年代の幼児との集団生活を営む場であり、援助を行う教師と共に生活する場と言えるが、その中で一人一人の幼児が十分に自己を発揮することによって、その心身の発達が促されていく。

また、幼児期には社会性が著しく発達していく時期であり、多数の同年代の幼児同士が相互にかかわり合い、気持ちを伝え合い、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をしていく過程の中で、主体性や社会的態度を身に付けていくのであり、幼児同士が十分にかかわって展開する生活を大切にすることが重要である。一方、教師は、幼児の知的好奇心、興味や関心を喚起し、幼児同士、幼児と「もの」、「状況」とのかかわりがより豊かになるように適切な環境をつくり、援助していくことが大切である。

現在、公立幼稚園の園児数が減少傾向にあり、そのなかでも園児数が著しく減少している6施設（平成27年4月現在）の公立幼稚園では、4歳児と5歳児の混合クラスで園運営が実施されているが、こうした園児数の減少により、集団生活における教育環境の確保が困難な公立幼稚園においては、より適切な、幼児の心身の発達にとってふさわしい教育環境の適正化を図ることが必要である。

### (3) 教育環境の適正化に向けた基本的な方針

#### ① 1学級あたりの園児数（学級規模）における適正基準について

学校教育法に基づき、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）で定められている1学級の園児数は35人以下を原則とされているが、現在、本市の公立幼稚園では、4歳児、5歳児の1学級単位の園児数が、それぞれその半数の18人に満たない園で混合クラスの園運営を行っていることから、1学級あたりの園児数の適正な規模は、18人を下回らない人数とすることが適当と言える。

そのうえで、各園の子どもの育ちの状況や支援の必要な家庭の状況などを勘案し、実態に応じた柔軟性のある対応が必要である。

また、学級編成において1学級あたりの園児数が31人以上になる場合は、加配教員を配置するなど、教育の質の維持・向上に配慮することも必要である。

#### ②学級数における適正基準について

幼児期における教育は、前記（2）で記述するように、多数の幼児同士が刺激し合い、切磋琢磨しながら様々な体験を得られるような環境の中で、主体性や社会的態度を身に付けていくものである。

そのため、各園においては、1学級あたりの園児数の適正基準に基づく集団規模を確保しつつ、4歳児と5歳児の発達過程（年齢）に応じた学級編成が可能な規模で教育を提供する必要がある。

#### ③適正配置における基本的な方針

園児数の減少が続き、集団生活における効果を期待することが困難な公立幼稚園においては、幼児期における子どもの心身の発達にとってふさわしい教育環境を確保していくことが重要である。

そのため、園児数及び学級数の適正基準に基づいた教育環境を確保し、適正な規模のもとで集団生活を営むことができる場を提供していくことが必要である。

一方、市内には、公立・私立合わせて37園の幼稚園が、幼稚園教育要領に基づく教育の実践を基本としながら、それぞれ特色を持った園運営を行っている。こうした中で、公立園においては、これまでの実績と経験を活かしながら、発達に不安のある子どもや支援が必要な家庭等の子どもの就学前教育の充実と就園機会の確保に努めるとともに、すべての子どもが就学前教育・保育を受けることができるように、地域的なバランスを勘案しながら、適正な配置を検討することが必要である。

また、適正な配置の検討にあたっては、適正な規模の集団生活を営むことができる場を確保する方策の1つとして、公立幼稚園と公立保育園の一体化が可能な園においては、幼保連携型認定こども園としての対応が求められる。

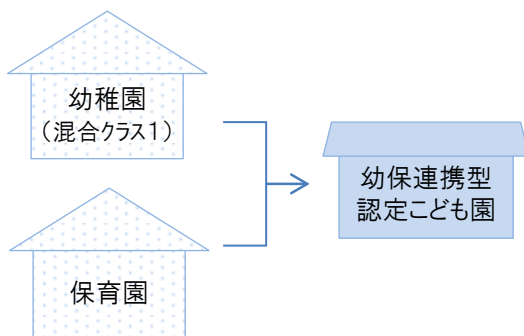
#### (4) 基本的な方針の具体的な対応

前記(3)「③適正配置における基本的な方針」に基づき、地域的なバランスを勘案しながら、適正な配置に向けた次の具体的な対応の検討を進め、幼児期にふさわしい教育環境の適正化を図る必要がある。

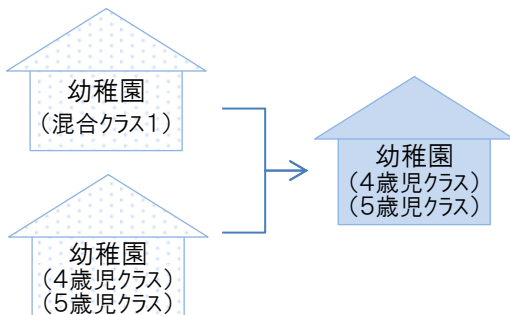
##### 【具体的対応1】

すでに混合クラスで園運営を行っている公立幼稚園については、公立保育園との幼保連携型認定こども園、あるいは統合を検討する。

① 近隣に公立保育園がある。

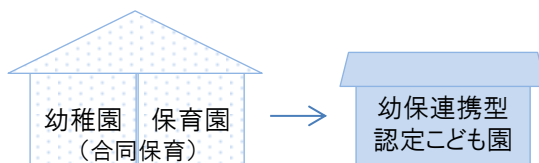


② 近隣に他の公立幼稚園がある。



##### 【具体的対応2】

現在、幼保一体化園の施設は、幼保連携型認定こども園とする。



なお、これらの対応を行った後も、将来において、園児数の著しい減少により適正基準を下回る規模となった園については、具体的対応1を基本とした検討を適宜行う。

## (5) 子育て支援の充実

近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化、また共働き家庭やひとり親家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの基本的認識のもと、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、子どもが保護者との温かなつながりに支えられ、健やかに成長できるよう、子育て家庭への支援を行うことが大切である。

そのため、各園では家庭や地域における教育力の向上を目指し、施設の開放や子育ての相談、保護者同士の交流機会の提供など、子どもの保護者や地域の子育て家庭への一層の支援充実を図ることが重要である。

## (6) 就学前教育・保育の質の向上

就学前教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであることから、子どもの心身の発達にとってふさわしい教育環境の適正化を図り、就学前教育・保育の充実を図ることが重要である。

また、一人一人の特性や育ちに応じた教育・保育の提供はもとより、家庭や地域、各園・小中学校との連携や子育て家庭への支援を行う幼稚園や保育園においては、幼稚園教諭や保育士等の職員の担う役割は極めて重要である。

そのため、幼稚園や保育園では、職種や年代ごとの課題に応じた研修等を実施して職員の専門性を高めるなど、職員の資質向上に努めるとともに、園間交流等を通じて、相互理解も一層高めていく必要がある。

## (7) 就学前教育・保育における利用者負担の適正化

子ども・子育て支援新制度が始まり、新制度の適用を受ける公立幼稚園と新制度移行を選択した私立幼稚園の利用者負担額は、現在のところ、従来の負担額や国が示す利用者負担額の基準額をもとに定めているが、子ども・子育て支援新制度の趣旨を鑑み、就学前教育・保育における利用者負担の適正化の観点から、今後の幼稚園の利用者負担額を検討する必要がある。

### ≪ I. 幼稚園の利用者負担額の設定にあたっての基本的な方針 ≫

#### 1 応能負担とする

園児が属する世帯の所得（負担能力）に応じた設定とする。

#### 2 公立・私立とも同額とする

就学前教育を受ける場合の利用者負担額は、新制度上の施設である場合には、どの施設も同じ設定とする。

#### 3 国が示す利用者負担の基準額を基本に、次のことを踏まえた市独自の利用者負担額を設定する

##### 【国基準の利用者負担額（満3歳以上）】

階層区分	推定年収	利用者負担額
生活保護世帯	—	0円
市町村民税所得割非課税世帯	～270万円	3,000円
市町村民税所得割課税額77,100円以下	～360万円	16,100円
市町村民税所得割課税額211,200円以下	～680万円	20,500円
市町村民税所得割課税額211,201円以上	680万円以上	25,700円

#### ① 所得に応じた階層区分を5階層から8階層に増やす

国基準の利用者負担額は、階層区分が5階層しかなく、負担額の変動幅が大きいいため、所得の増加で階層区分が変わったとき、負担額が大幅に上昇しないよう、階層を増やして階層間の間差をなだらかにする。

国 基 準			市 基 準 (案)	
階層区分	推定年収	負担額	階層区分	負担額
生活保護世帯	—	0円	生活保護世帯	0円
市町村民税所得割非課税世帯	～270万円	3,000円	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円
市町村民税 77,100円以下	～360万円	16,100円	市町村民税 48,599円以下	8,500円
市町村民税 211,200円以下	～680万円	20,500円	市町村民税 62,850円以下	12,300円
市町村民税 211,201円以上	680万円 以上	25,700円	市町村民税 77,100円以下	16,100円
			市町村民税 144,150円以下	18,300円
			市町村民税 211,200円以下	20,500円
			市町村民税 211,201円以上	25,700円

※表中の「市町村民税」は、市町村民税所得割課税額のみ算定に適用します。（次頁②の表中も同じ）

- ② 3歳児の負担額から約2割減額した「4・5歳児」の負担額を市独自に設定する  
 国が示す公定価格（一人あたりの保育にかかる費用）を当てはめると、4・5歳児の保育にかかる費用が3歳児に比べて約2割低いため、保育園における市の利用者負担額と同様、国の基準にはない独自の体系を設定し、保育園利用者との均衡を図る。

○ 国が示す公定価格を当てはめると

幼稚園 3歳児 36,150円  
 4・5歳児 29,280円  
 $29,280円 \div 36,150円 = 80.99\% \Rightarrow 19\% \text{の減額}$

これを上記の金額に適用すると下記のとおり

市 基 準 (案)			
階層区分	負担額 3歳児		負担額 4・5歳児
生活保護世帯	0円	➔	0円
市町村民税所得割非課税世帯	3,000円		2,400円
市町村民税 48,599円以下	8,500円		6,900円
市町村民税 62,850円以下	12,300円		10,000円
市町村民税 77,100円以下	16,100円		13,000円
市町村民税 144,150円以下	18,300円		14,800円
市町村民税 211,200円以下	20,500円		16,600円
市町村民税 211,201円以上	25,700円		20,800円

- ③ 給食費の副食代相当 2,600円/月を減じて設定する

保育園利用者の利用者負担額には給食費の副食代相当額が含まれている。幼稚園利用者は利用者負担額とは別に給食費を負担するため、保育園の副食代相当額を減じた利用者負担額を設定する。

- ④ 同じ所得のとき、保育園の利用者負担額よりも低い負担額で設定する

認定こども園を見通した場合、①から③までを踏まえて算定した幼稚園利用者（概ね6時間）の負担額が、同じ施設の短時間保育（8時間を上限）の利用者より、高くないように設定する。

《Ⅱ. 実施（適用開始）の時期についての基本的な方針》

1. 公立幼稚園における新たな利用者負担額は、平成29年度の入園児から適用を開始し、開始年度に在園する園児の適用はしない

	平成28年度の状況	平成29年度の状況	平成30年度の状況
平成27年度の入園児			
平成28年度の入園児			
平成29年度の入園児			
平成30年度の入園児			

- 現在の利用者負担額
- 新たな利用者負担額

新たに設定する利用者負担額は、市議会の議決を経て決定されること、また、公立幼稚園の場合、8割程度の世帯が増額となる見込みであることから、入園手続の際に説明を行った上での対応が必要である。

そのため、新たに設定する利用者負担額は、平成29年度の入園手続の際に説明を行い、平成29年度の入園児から適用を開始するのが適当である。

2. 私立幼稚園（新制度移行園）における新たな利用者負担額は、平成28年度から適用開始が可能

新たに設定する利用者負担額は、国の示す利用者負担額よりも減額されていることから、実施に伴い利用者に不利益を生じさせることがないと予想されるため、即時実施が可能である。